

令和3年度

技能 検定

全等級用 受検案内

国家
検定

未来への一歩
確かな証



実施機関：都道府県、都道府県職業能力開発協会、指定試験機関
問題作成：中央職業能力開発協会、指定試験機関
制度所管：厚生労働省



あしたを拓く人を創る
厚生労働省 人材開発統括官

1 技能検定とは

技能検定とは、働く上で身に付ける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、機械加工、建築大工やファイナンス・プランニングなど全部で130職種の試験があります。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。

2 令和3年度技能検定実施日程

技能検定は職種によって次の2種類の団体が実施しています。

●都道府県職業能力開発協会が実施する職種（111職種、8～9ページ参照）

職種ごとに前期・後期に分かれて、下表のとおり実施されます。都道府県によっては試験を実施しない職種もあります。

実技試験の日程などの詳細は、都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください（お問い合わせ先は11ページをご参照ください。）。

	前 期		後 期	
試験案内開始日	令和3年	3/1 (月)	令和3年	9/1 (水)
申請受付期間		4/5 (月) ～4/16 (金)		10/4 (月) ～10/15 (金)
実技試験問題の公表※1		5/31 (月)		11/26 (金)
実技試験※2		6/7 (月) ～8/8 (日) ★ 6/7 (月) ～9/12 (日)	令和4年	12/3 (金)～令和4年2/13 (日)
学科試験※3		7/11 (日) ★ 8/22 (日) 8/29 (日) 9/1 (水) 9/5 (日)		1/23 (日) 1/30 (日) 2/2 (水) 2/6 (日)
合格発表日		8/27 (金) ★ 10/1 (金)		3/11 (金)

※職種によって試験日が異なります。★：3級の試験日程（「金属熱処理」を除く。）

※1 一部職種の製作等作業試験と全職種の計画立案等作業試験は、概要のみが公表されます。

※2 期間中のいずれかの日で実施されます。

※3 職種、等級ごとに全国統一日に実施されます。

●民間の試験機関が実施する職種（19職種、10ページ参照）

実施時期などの詳細は試験機関ごとに定めておりますので、試験機関にお問い合わせください（お問い合わせ先は10ページをご参照ください。）。



3 受検の申請について

(1) 申請方法

●都道府県職業能力開発協会が実施する職種

- ①受検申請書を受検する都道府県の都道府県職業能力開発協会から取り寄せます。
- ②受検申請書に必要事項を記入の上、必要枚数の写真（6ヶ月以内の正面脱帽半身像）を貼ります。
- ③受検手数料を所定の期日までに納付します。
- ④受付期間内に郵送または持ち込みにより、都道府県職業能力開発協会へ提出します。

※このほかにも、受検資格や免除資格の審査などがあります。詳しくは都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。（お問い合わせ先は11ページをご参照ください。）

※お体が不自由な場合など試験当日に特別の配慮を必要とされる場合は、受検申請書の提出時に都道府県職業能力開発協会へご相談ください。

●民間の試験機関が実施する職種

試験機関ごとに申請方法が決まっています。詳しくは各試験機関のホームページをご確認いただくか、各試験機関へ直接お問い合わせください。



(2) 受検手数料

●都道府県職業能力開発協会が実施する職種

- ・学科試験受検手数料： 3,100円
- ・実技試験受検手数料： 18,200円

※上記は目安であり、都道府県によって異なる場合があります。

※35歳未満の方は、ものづくり分野の2級または3級の実技試験の受検手数料が最大9,000円減額されます。また、学生は、さらに減額される場合があります。詳しくは都道府県または都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。（お問い合わせ先は11ページをご参照ください。）

●民間の試験機関が実施する職種

職種、等級ごとに試験機関が受検手数料を定めています。詳しくは10ページをご参照ください。

4 技能検定の実施内容

●等級

試験の難易度によって1級、2級、3級に分かれます。また、職種によっては難易度を分けないで行う単一等級もあります。さらに、職種によっては管理・監督者向けの特級があります。

●試験の方法

実技試験と学科試験により行われ、両方の試験に合格することが必要です。

※実技試験が学科試験のどちらか片方のみに合格した方は、次回以降は不合格となった試験のみを受検し、合格することで、技能士となることができます（ただし、特級については、5年以内に限ります。）。



<実技試験>

職種によって次の(1)と(2)の両方を行う場合と、どちらか一方を行う場合があります。

都道府県職業能力開発協会が実施する試験は、中央職業能力開発協会ホームページで事前に課題の概要を確認することができます。

⇒「技能検定 試験概要」で検索してください。

※中央職業能力開発協会ホームページ <https://www.javada.or.jp/>

民間の試験機関が実施するものは、職種によって異なりますので、それぞれの試験機関のホームページで確認ください。

(1) 製作等作業試験

制限時間内に物の製作・組立て・調整などを行う試験です。試験時間は長いもので4～6時間程度になります。

(2) 判断等試験、計画立案等作業試験

実際の対象物または現場の状態、状況などについて説明した設問により、判別・判断・測定・計算などを行う試験です。

<学科試験>

都道府県職業能力開発協会が実施する職種の試験は、真偽式と多肢択一式により出題され、それぞれ25問ずつで全50問（特級は多肢択一式のみ50問、3級は真偽式のみ30問）です。

民間の試験機関が実施するものは、職種によって異なります。

●受検資格

都道府県職業能力開発協会が実施する職種の技能検定の主な受検資格を取得するために必要な実務経験年数は、下表のとおりとなります。ただし、受検資格は、関連する実務経験のある検定職種や卒業・修了した学科・訓練科に関する検定職種に限り得ることができます。

民間の試験機関の実施する職種については、実施する各試験機関へお問い合わせいただくか、各試験機関のホームページをご確認ください（お問い合わせ先は10ページをご参照ください。）。

(単位 年)

受 検 対 象 者		特級	1 級		2 級		3 級 ^{※5}	単一 等級	
		1級 合格後	2級 合格後	3級 合格後	3級 合格後				
実務経験のみ		5	7	2	4	2	0 ^{※6}	3	
専門高校卒業 ^{※1} 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業			6			0	0 ^{※7}	1	
短大・高専・高校専攻科卒業 ^{※1} 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業			5				0	0	
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) ^{※1} 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業			4						
専修学校 ^{※2} または 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800時間以上		6					1	
	1600時間以上		5					0	
	3200時間以上		4						
短期課程の普通職業訓練修了 ^{※3}	700時間以上		6					0 ^{※8}	1
普通課程の普通職業訓練修了 ^{※3}	2800時間未満		5					0	0
	2800時間以上		4						
専門課程または特定専門課程の高度職業訓練修了 ^{※3}			3	1	2				
応用課程または特定応用課程の高度職業訓練修了								0	
長期課程または短期養成課程の指導員訓練修了 ^{※4}			1						
職業訓練指導員免許取得						—	—		
長期養成課程の指導員訓練修了			0			0	0		

※1：学校教育法による大学、短期大学または高等学校と同等以上と認められる外国の学校または他法令学校を卒業した者並びに
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※2：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程または大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

- ※3：・旧職業転換課程の能力再開発訓練（800時間以上のものに限る。）修了者は、短期課程の普通職業訓練修了者とみなす。
・旧普通課程の養成訓練（800時間以上のものに限る。）修了者は、普通課程の普通職業訓練修了者とみなす。
・旧高等訓練課程の養成訓練修了者は、普通課程の普通職業訓練修了者とみなす。
・旧特別高等訓練課程の養成訓練修了者は、専門課程の高度職業訓練修了者とみなす。
・旧専門課程の養成訓練修了者は、専門課程の高度職業訓練修了者とみなす。
- ※4：短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、次の条件をいずれも満たす場合に限る。
・職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修していること。
・訓練修了時に行われる能力審査に合格していること。
- ※5：検定職種に関する学科の在学者及び検定職種に関する訓練科における職業訓練の受講者も受検できる。
また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。
- ※6：検定職種に関する実務経験がある場合に限る。
- ※7：厚生労働大臣の指定を受けていない専修学校または各種学校を含む。
- ※8：総訓練時間が700時間未満のものを含む。

●試験の出題範囲

- (1) 都道府県職業能力開発協会が実施する職種の出題範囲は、厚生労働省のホームページで「試験基準」として公開しています。
⇒「技能検定 等級区分」で検索してください。
- (2) 民間の試験機関が実施する職種の出題範囲は、試験機関のホームページで公開しています。

●試験の可否ライン

都道府県職業能力開発協会が実施する職種については、100点を満点として、原則として実技試験は60点以上、学科試験は65点以上です。

民間の指定試験機関が実施する職種については、職種、等級ごとに指定試験機関が定めています。詳しくは、各指定試験機関のホームページをご参照ください。

5 技能検定を受検するメリット

①技能士に付与される特典

「技能士」と名乗ることができます。※名称独占のため技能検定の合格者以外は「技能士」と名乗ることができません。
都道府県職業能力開発協会が実施する職種では、合格すると、検定職種、等級に応じたメリットがあります。

(例)【他資格試験の受験資格や一部試験免除】

- ・労働安全コンサルタント試験、職業訓練指導員試験、作業環境測定士試験

【建設工事等において配置する技術者資格】

- ・建設業法による専任の者、主任技術者の資格
- ・一級技能士等による施工及び作業指導（※）

※ 各府省庁が官庁営繕工事を実施するための「統一基準」として位置づけられた「公共建築工事標準仕様書」において、特記仕様書で指定する工事作業に係る1級又は単一等級技能士は、当該工事作業中、作業現場で1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うとされているもの。

また、多くの地方公共団体においても「公共建築工事標準仕様書」を活用されている場合がある。

【その他】

- ・労働安全衛生法第60条の規定に基づく職長等に対する安全または衛生のための教育事項の全部を省略（特級の全職種）
- ・制限荷重が1トン以上の揚貨装置またはつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの就業資格（とび1級及び2級）

なお、こちらに挙げているものは一例です。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認いただくか、都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。

⇒「技能検定 活用」で検索してください。

②企業として従業員に技能検定を受検させるメリット

- (例)・若い技能者の習熟度を確かめる方法として有効である。
・高い技能を持つ技能士がいることで、製品の生産性の向上や品質維持に役立つ。
・企業内に能力評価制度がなくても、技能検定を活用することで代用できる。
・技能士がいることにより、企業が高い技術力を持つ証明となり、顧客からの信頼を得られる。

こちらに挙げているものは一例です。他にも、技能検定ポータルサイト「技のとびら」の技能士活用好事例集に企業側のメリットが多数記載されておりますのでご参照ください。